

第5次鎌倉市まち美化行動計画に係る  
令和5年度事業の実施状況報告書  
(暫定版)

令和6年6月

## 目 次

|                               |      |
|-------------------------------|------|
| 第5次鎌倉市まち美化行動計画 .....          | P 1  |
| 1 アダプト・プログラムの推進 .....         | P 3  |
| 2 クリーンアップかまくら市内一斉清掃等の推進 ..... | P 6  |
| 3 路上喫煙防止の推進 .....             | P 7  |
| 4 不法投棄への対策 .....              | P 10 |
| 5 あき地の適正管理 .....              | P 11 |
| 6 飲料等回収容器の適正管理 .....          | P 12 |
| 7 落書き対策 .....                 | P 13 |
| 8 関係団体等との連携 .....             | P 14 |
| 9 その他の美化活動 .....              | P 15 |
| 10 その他の広報活動 .....             | P 15 |
| 11 その他の支援事項 .....             | P 17 |

## 第5次鎌倉市まち美化行動計画

### （１）第5次鎌倉市まち美化行動計画の経過

鎌倉市では、市、市民、事業者、滞在者等が協働し、まちの美化を総合的かつ計画的に推進するため、平成13年（2001年）3月に鎌倉市みなでごみの散乱のない美しいまちをつくる条例（以下「クリーンかまくら条例」という。）を制定し、同年10月に第1次鎌倉市まち美化行動計画を策定して以降、これまで4次にわたり、鎌倉市まち美化行動計画を策定し、市民との協働によりさまざまな事業を実施し、成果をあげてきました。

また、平成16年（2004年）12月に、まちの美観及び良好な都市環境を保持することを目的とする鎌倉市落書き防止条例を制定し、3次にわたり、鎌倉市落書きのないまちづくり行動計画を策定し、市民や関係機関との連携・協働により落書きのない快適な生活環境の保全に努めてきました。

まち美化活動の取組は、道路に捨てられたごみを拾うことや家屋周囲の掃除、落書き消しやビラはがし、不法投棄の防止などが挙げられますが、これらは、美しいまちを将来の世代へ引き継ぐために重要な取組であり、平成27年（2015年）9月の国連サミットで採択されたSDGs（持続可能な開発目標：Sustainable Development Goals）にも貢献する、身近で幅広い取組です。

美しい環境を保つには、多くの人々が地域に愛着や関心を持って行動することが重要です。

この計画は、市、市民、事業者、滞在者等の協働によるまち美化の取組について、その方向性やそれぞれの役割を明らかにして、まち美化活動を推進し、ごみの散乱や落書きのない美しいまちづくりを実現するために策定しました。

### （２）計画期間

令和2年度から令和7年度までの6年間とします。

### （３）第5次鎌倉市まち美化行動計画の特徴

第5次鎌倉市まち美化行動計画では、市、市民、事業者、滞在者がそれぞれの主体ごとに役割を定め、鎌倉市のまち美化活動を推進します。

ア 落書きの形態は様々なことから、まち美化の一環として、まち美化行動計画と落書きのないまちづくり行動計画を合わせ、一体的に推進します。

イ これまでの美化活動を継続しつつ、環境意識の高い事業者との協働により、美化活動の重要性を効果的に伝え、さらに来訪者へのごみの持ち帰りの啓発を強化するなど活動を広げていきます。

ウ 海洋プラスチック問題に貢献するため、国や県と連携し海岸の美化活動を推進します。

エ 全市域の道路や公園、広場、屋外の公共の場所を禁煙区域に指定します。

オ 第3次鎌倉市総合計画第4期基本計画にあわせて、SDGsの理念を反映します。

#### (4) まち美化の施策

- ア アダプト・プログラムの推進
- イ クリーンアップかまくら市内一斉清掃等の推進
- ウ 路上喫煙防止の推進
- エ 不法投棄への対策
- オ あき地の適正管理
- カ 飲料等回収容器の適正管理
- キ 落書き対策
- ク 関係団体等との連携
- ケ その他の美化活動
- コ その他の広報活動
- サ その他の支援事項

## **1 アダプト・プログラムの推進**

アダプト・プログラムは、市内の道路、公園、河川等の公共空間について、市民等が区域を定めて美化清掃活動を行い、市がそれに対し各種支援を行うことで、ごみの散乱のない環境を保つことを目的としています。

アダプト団体の皆さんからは、清掃を続けることでごみが捨てられることも少なくなり、地域の皆さんとの連携が深まったという声も寄せられています。

令和5年度においては、新たな締結が1団体、計19団体（令和5年度末時点）の活動を支援しています。

### **1. グリーンバード鎌倉** 平成21年（2009年）4月発足、会員10名

一斉清掃：年4回 その他日常清掃随時

アダプト区間：若宮大路一部区間 約0.8km（愛称道路名：鎌倉若宮大路さわやかロード）

### **2. 常盤道普請の会** 平成18年（2006年）11月1日発足、会員35名

一斉清掃：月1回 その他日常清掃随時

アダプト区間：鎌倉市道 長谷隧道手前から仲ノ坂信号 約0.5km

### **3. 玉縄城址まちづくり会議** 平成19年（2007年）10月1日発足、会員170名

一斉清掃：月3回 その他日常清掃随時

アダプト区間：鎌倉市道 路線 七曲坂 約0.3km（愛称道路名：玉縄城址 歴史の道「七曲坂」）

### **4. 腰越まちづくり市民懇話会** 平成20年（2008年）5月1日発足、会員20名

一斉清掃：5月から9月まで月1回 その他日常清掃随時

アダプト区間：神戸川 約2.5km 及び 二又川 約1km

### **5. トレイルランニングクラブ TRAIL GUMPS** 平成22年（2010年）10月1日発足、会員20名

一斉清掃：月1回 その他日常清掃随時

アダプト区間：天園ハイキングコース

源氏山周辺・葛原岡・大仏ハイキングコース

北鎌倉周辺までのトレイル・衣張山周辺

長谷配水池から稲村ガ崎までのトレイル その他の活動場所

### **6. 東御門ボランティアグループ** 平成23年（2011年）1月1日発足、会員3名

一斉清掃：2カ月1回 その他日常清掃随時

アダプト区間：西御門の市道 約0.1 km

**7. 三菱電機株式会社電子システム事業本部鎌倉地区** 平成 23 年（2011 年）3 月 1 日発足、会員 20 名

一斉清掃：月 2 回      その他日常清掃随時

アダプト区間：三菱電機株式会社鎌倉製作所周辺の歩道等の一部

**8. 鎌倉泣塔クラブ** 平成 27 年（2015 年）10 月 1 日発足、会員 5 名

一斉清掃：月 1 回

アダプト区間：鎌倉市指定文化財「泣塔」周辺

**9. 花と緑のまち梶原山を創造する会** 平成 25 年（2013 年）4 月 1 日発足、会員 16 名

一斉清掃：月 2 回（毎月第 1・第 3 日曜日）

アダプト区間：梶原 1 丁目～5 丁目（梶原山町内会全域）

**10. 鎌倉カストーディアルスタッフ** 平成 28 年（2016 年）6 月 1 日発足、会員 3 名

一斉清掃：週 1 回

アダプト区間：鎌倉駅東口駅前及びその周辺

**11. 北鎌倉山ノ内清掃会** 平成 29 年（2017 年）6 月 1 日発足、会員 2 名

一斉清掃：不定期

アダプト区間：北鎌倉駅周辺

**12. NP0 法人コンパストウキョウジャパン東京支部** 令和元年（2019 年）4 月 1 日発足、会員 18 名

一斉清掃：不定期

アダプト区間：小町通り及び周辺路地

**13. 鎌倉ヘイセイズ** 令和 2 年（2020 年）4 月 1 日発足、会員 30 名

一斉清掃：不定期

アダプト区間：鎌倉旧市街地

**14. みらいふる二階堂（白寿会）** 令和 2 年（2020 年）4 月 1 日発足、会員 18 名

一斉清掃：不定期

アダプト区間：鎌倉市二階堂地区内、鎌倉宮周辺、首塚及び二階堂川

**15. 緑苑台坂の会** 令和 3 年（2021 年）3 月 1 日発足、会員 9 名

一斉清掃：不定期

アダプト区間：鎌倉市緑苑台

**16. 鎌倉インターナショナル株式会社** 令和3年（2021年）8月1日発足、会員15名

一斉清掃：不定期

アダプト区間：モノレール湘南深沢駅周辺

**17. 就労移行支援事業所パスセンター大船** 令和3年（2021年）11月1日発足、会員20名

一斉清掃：不定期

アダプト区間：大船駅西口周辺

**18. リバーウォーク鎌倉** 令和4年（2022年）4月1日発足、会員3名

一斉清掃：不定期

アダプト区間：逆川、滑川上流及び周辺道路

**19. 小町 morning clean** 令和5年（2023年）10月1日発足、会員15名

一斉清掃：不定期

アダプト区間：本覚寺周辺道路等

## 2 クリーンアップかまくら市内一斉清掃等の推進

まち美化意識を啓発するため、毎年、春・秋に市民とともに「クリーンアップかまくら市内一斉清掃」を実施しています。



まちの部の清掃状況

### (1) クリーンアップかまくら市内一斉清掃参加者数

|       | 春季                   |       | 秋季    |       |
|-------|----------------------|-------|-------|-------|
|       | 海の部                  | まちの部  | 海の部   | まちの部  |
| 令和3年度 | 新型コロナウイルス感染症の影響により中止 |       |       |       |
| 令和4年度 | 新型コロナウイルス感染症の影響により中止 |       |       | 184 人 |
| 令和5年度 | 荒天のため中止              | 223 人 | 401 人 | 187 人 |

### 3 路上喫煙防止の推進

歩きたばこによる火傷や服のこげ、吸い殻のポイ捨てなど路上での喫煙についてさまざまな問題が指摘されていたことから、「クリーンかまくら条例」で歩行喫煙を控えることとしていたマナーの向上に期待するだけでなく、路上での禁煙をルール化するため、平成 21 年(2009 年) 4 月に鎌倉市路上喫煙の防止に関する条例を施行し、路上喫煙防止を推進しています。

#### (1) 条例の骨子

市内の道路、広場、公園など屋外の公共の場所では、喫煙をしないよう努めていただきます。

また、これらの場所のうち特に人通りの多い鎌倉駅周辺及び大船駅周辺の特定の区域を、路上喫煙禁止区域として平成 21 年(2009 年) 1 月に指定しました。

この路上喫煙禁止区域で喫煙したときには、路上喫煙防止監視員が口頭で喫煙を中止するよう注意します。指導に従わず、喫煙を中止しないときには、指導員が喫煙を中止するよう命令します。さらにその命令に従わず、喫煙を中止しないときには、罰則として過料 2,000 円を徴収します。

#### (2) 鎌倉市路上喫煙の防止に関する条例に基づく路上喫煙防止の指導件数（口頭注意 ※1）

主に路上喫煙禁止区域にて、巡回啓発指導員（委託）による巡回指導を実施しています。

令和 5 年度においては、大船駅周辺の指導件数が減少しました。これは巡回指導の効果がったものと考えられます。しかしながら、令和 5 年（2023）年 5 月に新型コロナウイルスが感染症法上の 5 類に移行され、外出や飲食の機会の増加に伴う影響により、大船駅周辺で巡回時間外（夜間や早朝）に路上喫煙やポイ捨てしている人が多いとの苦情が寄せられ、また、巡回時のポイ捨てタバコの回収本数は増加傾向にありました。

このような傾向を受けて、令和 5 年 7 月から、複数の苦情が寄せられた過去に喫煙所があった大船駅西口において、市職員が概ね週 1 回の早朝パトロール（7 時～8 時 30 分）を実施し、巡回日数 46 日、指導件数は 209 人でした。（下記件数には含んでいません。）

|         | 巡回日数     | 鎌倉駅周辺 | 大船駅周辺 | 合計<br>(鎌倉+大船) | 平均指導件数<br>(口頭注意) |
|---------|----------|-------|-------|---------------|------------------|
| 令和 3 年度 | 181 日 ※2 | 78 人  | 421 人 | 499 人         | 2.76 人／日         |
| 令和 4 年度 | 180 日 ※2 | 81 人  | 440 人 | 521 人         | 2.89 人／日         |
| 令和 5 年度 | 180 日    | 145 人 | 295 人 | 440 人         | 2.44 人／日         |

※1 指導件数は、口頭注意の件数です。（中止命令・過料徴収は実績なし）

※2 令和 3 年（2021 年）7 月までは交通計画課の放置自転車等防止対策業務を兼ねて巡回指導していましたが、巡回区域の柔軟な対応やきめ細やかな啓発指導を行うことを目的として、令和 3 年（2021 年）8 月から路上喫煙防止業務を単独で巡回するように変更しました。

### (3) 路上喫煙防止のための周知啓発状況

路上喫煙防止を周知啓発するため、路面シートや路上喫煙禁止区域表示板を設置しています。

令和5年度においては、電柱小型公共表示を大船駅東口の路上喫煙禁止区域内14箇所と鎌倉駅東口の路上喫煙禁止区域内14箇所に設置しました。今後も、視認性及び耐久性が高い、電柱小型公共表示の設置を進めていきます。

| 路面シート                 |
|-----------------------|
| 204箇所（区域内35枚、区域外169枚） |
| 路上喫煙禁止区域表示板           |
| 24箇所                  |
| 電柱小型公共表示              |
| 45箇所                  |



大船に箇所設置した電柱小型公共表示

※令和6年（2024年）3月31日時点

### (4) 鎌倉市喫煙目的施設設置等補助金制度

喫煙者と非喫煙者の共存の実現を図り、市民等が安全で快適に暮らせるまちを実現するため、市内の店舗等を活用した喫煙目的施設（喫煙所）の設置や維持管理にかかる経費に対する補助金要綱を平成31年（2019年）3月に制定しました。

| 補助実績  | 喫煙所運営者 | 設置住所                  |
|-------|--------|-----------------------|
| 令和5年度 | (株)コソド | 鎌倉市小町1丁目6番15号 アイザ鎌倉3階 |

【市ホームページに掲載している案内チラシ】

「THE TOBACCO KAMAKURA」とは?

喫い放題でやめやめ喫煙によるたばこの煙が原因の問題となっている鎌倉駅エリアに鎌倉市と協力して新設する分煙構造を備えた喫煙所です。

■名称：「THE TOBACCO KAMAKURA」  
 ■所在地：鎌倉市小町1丁目6-15 アイザ鎌倉3F  
 ■営業時間：9:00～17:00

i-ZA鎌倉

#### (5) 路上喫煙禁止区域外における路上喫煙率調査の実施

路上喫煙禁止区域外における路上喫煙の実態を把握するため、路上喫煙禁止区域外の駅付近などの1地点において、3時間（7:30～8:30、13:30～14:30、17:30～18:30）当たりの路上喫煙率を調査しています。

| 実施年度  | 実施場所                     | 実施日       | 通行人数   | うち喫煙者数 | 喫煙率<br>※小数点第3位切り上げ |
|-------|--------------------------|-----------|--------|--------|--------------------|
| 令和3年度 | 新型コロナウイルス感染症の影響により、実施せず。 |           |        |        | —                  |
| 令和4年度 | 和田塚駅<br>(江ノ電)            | 10月14日(金) | 852人   | 2人     | 0.01%              |
|       |                          | 10月15日(土) | 1,085人 | 2人     | 0.01%              |
|       |                          | 10月16日(日) | 1,676人 | 4人     | 0.01%              |
| 令和5年度 | 富士見町駅<br>(モノレール)         | 10月13日(金) | 2,809人 | 6人     | 0.21%              |
|       |                          | 10月14日(土) | 1,276人 | 1人     | 0.08%              |
|       |                          | 10月15日(日) | 1,024人 | 5人     | 0.49%              |

#### (6) 路上喫煙実態調査

路上喫煙禁止区域（周辺を含む）及び海岸沿いの路上喫煙の実態を把握するため、一定の範囲内において、3時間（7:30～8:30、13:30～14:30、17:30～18:30）当たりの路上喫煙者数を調査しています。

##### 【夏季調査：8月】

| 実施年度    | 大船駅周辺   | 鎌倉駅周辺  |        | 海岸沿い   | 合計    |
|---------|---------|--------|--------|--------|-------|
| 令和 3 年度 |         |        |        |        |       |
| 令和 4 年度 | 8/18(木) | 8/5(金) | 8/6(土) | 8/7(日) |       |
|         | 61 人    | 28 人   | 34 人   | 11 人   | 134 人 |
| 令和 5 年度 | 8/3(木)  | 8/4(金) | 8/5(土) | 8/6(日) |       |
|         | 32 人    | 17 人   | 13 人   | 13 人   | 75 人  |

##### 【秋季調査：11月】

| 実施年度  | 大船駅周辺    | 鎌倉駅周辺    |          |  | 合計  |
|-------|----------|----------|----------|--|-----|
| 令和3年度 | 11/25(木) | 11/26(金) | 11/27(土) |  |     |
|       | 36人      | 36人      | 26人      |  | 98人 |
| 令和4年度 | 11/17(木) | 11/18(水) | 11/19(土) |  |     |
|       | 35人      | 30人      | 28人      |  | 93人 |
| 令和5年度 | 11/9(木)  | 11/10(水) | 11/11(土) |  |     |
|       | 54人      | 13人      | 10人      |  | 77人 |

※ 鎌倉駅周辺については、令和5年（2023年）11月1日に、民間の屋内型喫煙所が設置されたことにより、鎌倉駅周辺は減少したものと考えられます。

## 4 不法投棄への対策

不法投棄物のない清潔で快適な環境を保つため、市が行うパトロール中の発見や市民の皆さんからの通報を受け、不法投棄者へ廃棄物等の除去を求めるとともに、不法投棄者が不明で不法投棄の状態が良好な環境保全の妨げとなる場合には、不法投棄された土地の所有者や管理者に廃棄物等の除去について依頼し、処理しています。

また、道路や公園など市の管理している公有地に投棄された場合や、クリーンステーションに市で回収できないものが捨てられた場合にも最終的に市で不法投棄として回収し、処理しています。

なお、不法投棄されやすい場所には、防止看板を配付するなど対策を講じています。

### (1) 不法投棄物通報件数

|         | 鎌倉地区 | 大船地区 | 合 計  |
|---------|------|------|------|
| 令和 3 年度 | 13 件 | 16 件 | 29 件 |
| 令和 4 年度 | 10 件 | 21 件 | 31 件 |
| 令和 5 年度 | 9 件  | 13 件 | 22 件 |

### (2) 不法投棄物処理の内訳

市が処理した不法投棄物は、次のとおりです。把握が可能なものは品目ごとに点数を、様々な物品や部品の混合物、処理困難物は容積で記載しています。

|                                                                                        |      | 令和 3 年度          | 令和 4 年度                      | 令和 5 年度                      | 処理方法                        |
|----------------------------------------------------------------------------------------|------|------------------|------------------------------|------------------------------|-----------------------------|
| 家電（リサイクル 4 品以外）                                                                        |      | 0 点              | 0 点                          | 0 点                          | 市の施設（クリーンセンター）で処理           |
| 自転車                                                                                    |      | 4 点              | 1 点                          | 6 点                          |                             |
| 燃やすごみ・不燃ごみ                                                                             |      | 28 点             | 28 点                         | 21 点                         |                             |
| 鉄くず                                                                                    |      | 0 点              | 4 点                          | 0 点                          |                             |
| 家電<br>リサイクル 4 品                                                                        | エアコン | 0 点              | 1 点                          | 0 点                          | （一財）家電製品協会を通じてリサイクル処理       |
|                                                                                        | テレビ  | 18 点             | 17 点                         | 17 点                         |                             |
|                                                                                        | 冷蔵庫  | 2 点              | 4 点                          | 2 点                          |                             |
|                                                                                        | 洗濯機  | 3 点              | 1 点                          | 2 点                          |                             |
| 処理困難物<br>（廃プラスチック類・金属くず）<br>内訳：自動車用・バイク用バッテリー、廃タイヤ、サーフボード、消火器、ノート PC、デスクトップ PC、液晶モニター等 |      | 5 m <sup>3</sup> | 4 m <sup>3</sup><br>消火器 39 本 | 8 m <sup>3</sup><br>消火器 37 本 | 市の施設での処理が困難なため、事業者への委託により処理 |

### （３）神奈川県との不法投棄に係る合同パトロールの実施

不法投棄がたびたび発生している市内４箇所（岩瀬、鎌倉山、関谷２箇所）の現場を神奈川県（資源循環推進課及び横須賀三浦地域県政総合センター環境課）の職員とともに年４回、継続的にパトロールを実施しています。

## ５ あき地の適正管理

市民の健康で安全かつ快適な生活に必要な環境確保などのために「あき地の環境保全に関する条例」を制定して、あき地の所有者にあき地が不良状態にならないよう維持管理を指導し、あき地でのごみの散乱や雑草の著しい繁茂を抑止し周辺環境の維持を図っています。

### （１）あき地対応の流れ

近隣住民等から通報のあった不良状態にあるあき地は台帳に登録し、毎年夏前（６～７月頃）に現地調査を行い、土地の所有者・管理者に対して草刈等の適正な管理を促す通知文を送付しています。

また、秋（９月頃）に再度現地調査を行い、状況が悪化しているあき地や通知文を送付しても状態が改善されていないあき地の所有者・管理者に対して通知文を送付しています。

年２回の現地調査及び適正な管理を促す通知文の送付により、対象となっているあき地は概ね草刈等の対応がされています。

なお、建築や駐車場活用等に伴ってあき地でなくなった場合は、次回の調査対象から外しています。

### （２）あき地対応件数

|       | 調査対象     | 通知件数<br>(６～７月頃) | 再通知件数<br>(９月頃) |
|-------|----------|-----------------|----------------|
| 令和３年度 | 225 件    | 146 件           | 63 件           |
| 令和４年度 | 213 件    | 83 件            | 38 件           |
| 令和５年度 | 174 件 ※１ | 84 件            | 59 件           |

※１ あき地の土地利用（建物の建築）が増加し、調査対象件数が減少しました。

## 6 飲料等回収容器の適正管理

鎌倉市では、市、市民、事業者、滞在者等が協働し、まちの美化を総合的かつ計画的に推進するため、平成 13 年（2001 年）3 月に鎌倉市みなでごみの散乱のない美しいまちをつくる条例（以下「クリーンかまくら条例」という。）を制定し、自動販売機により容器入り飲料を販売する事業者回収容器の設置及び適正管理を義務付け、ポイ捨てによる空き缶の散乱がないよう、事業者に対し適正な管理を指導しています。

### （１）飲料用自動販売機への回収容器設置状況調査

鎌倉市まち美化推進員の協力を得て、概ね 3 年ごとに、自動販売機への回収容器設置状況調査を実施しています。

直近の調査については、令和 3 年（2021 年）12 月に実施しており、この結果を踏まえ、回収容器の未設置箇所の事業者等に対して、回収容器を自動販売機から 5 メートル以内に設置するよう指導しました。

| 調査年度     | 自動販売機     |       | 回収容器      |       |            |       |
|----------|-----------|-------|-----------|-------|------------|-------|
|          | 設置<br>箇所数 | 設置台数  | 設置<br>箇所数 | 設置台数  | 未設置<br>箇所数 | 設置率   |
| 平成 27 年度 | 730       | 1,151 | 706       | 1,021 | 24         | 97%   |
| 平成 30 年度 | 702       | 1,041 | 673       | 890   | 29         | 96%   |
| 令和 3 年度  | 684       | 977   | 600       | 849   | 83         | 88% ※ |

※令和 3 年度の設置率が 88%と平成 30 年度の設置率から 8 %下がったことについて、飲料用自動販売機の管理者等に確認したところ、回収容器の設置により回収容器の周辺にごみの散乱が多くなること、また、新型コロナウイルス感染症のため、他人が口を付けて飲んだ飲料用容器を回収することに抵抗があることが要因となっていました。

## 7 落書き対策

まちの美観や都市景観を保ち、落書きのない快適な生活環境を実現するため、平成 16 年（2004 年）12 月に鎌倉市落書き防止条例を制定し、落書きの防止を図っています。

落書きについては、放置すると次々に拡大する恐れがあるため、落書きに気づく意識啓発や描かれたら施設の管理者へすぐに消去することをお願い、落書きがされにくい環境の整備に取り組んでいます。

また、消去対応など落書き被害についての相談を受け付け、落書き消去に必要な道具の提供や、落書き消去に取り組んでいる団体の紹介を行うとともに、犯罪として警察署に相談するよう促しています。

なお、落書きが発生した自治会・町内会に対して、落書きの情報提供として「落書き・貼り紙一覧表」を送付し、周知に努めました。

### （１）落書き通報件数及び消去箇所数

|         | 落書き件数 |             |       | 落書き<br>箇所数 | 消去<br>箇所数 | 未消去<br>箇所数 |
|---------|-------|-------------|-------|------------|-----------|------------|
|         | 落書き   | 貼紙<br>(シール) | 合計    |            |           |            |
| 令和 3 年度 | 183 件 | 256 件       | 439 件 | 439 箇所     | 439 箇所    | 0 箇所       |
| 令和 4 年度 | 299 件 | 231 件       | 530 件 | 530 箇所     | 530 箇所    | 0 箇所       |
| 令和 5 年度 | 139 件 | 178 件       | 317 件 | 317 箇所     | 317 箇所    | 0 箇所       |

落書きのないまちづくり事業の実施にあたり、平成 21 年度（2009 年度）から市民活動団体である鎌倉を美しくする会との協働事業で取り組んでおり、令和 5 年度の落書きは、鎌倉を美しくする会または落書き被害のあった施設の管理者によりすべて消去されています。

### （２）地区別、落書き件数

|         | 鎌倉    | 腰越   | 深沢   | 大船    | 玉縄   | 合計    |
|---------|-------|------|------|-------|------|-------|
| 令和 3 年度 | 220 件 | 40 件 | 14 件 | 147 件 | 18 件 | 439 件 |
| 令和 4 年度 | 213 件 | 34 件 | 16 件 | 253 件 | 14 件 | 530 件 |
| 令和 5 年度 | 148 件 | 14 件 | 35 件 | 112 件 | 8 件  | 317 件 |

近年、大船地区の落書きが増えており、大船警察に巡回を増やしてもらうよう依頼するなど、パトロールを強化しています。

## 8 関係団体等との連携

まち美化に携わる関係団体と連携して、市内の美化を推進しています。

### （１）自治会・町内会等との連携

自治会・町内会やそれに準じる団体が、原則として毎月１回「まち美化統一クリーンデー」を定め、自治会・町内会区域内の市道路等を清掃したことに対し、奨励金を交付しています。

令和５年度においては、市内の１８０自治会・町内会のうち１１５団体、６４％の団体が実施し、奨励金１,１７４千円を交付しました。

### （２）アダプト・プログラム活動との連携

令和５年度末時点で、１９団体が１９地区で美化清掃活動を実施しています。実施団体に対して清掃に必要な用具を提供し、支援を行いました。

### （３）地域の市民代表である鎌倉市まち美化推進員との連携

鎌倉市まち美化推進員は、空き缶やたばこの吸い殻等の散乱防止について、市民や滞在者への意識啓発を図るために、公募市民や地域性等を考慮して市が委嘱しています。

令和５年度においては、２０名の鎌倉市まち美化推進員が、市と協働して、クリーンアップ市内一斉清掃、駅頭や観光スポットでのゴミ持ち帰りキャンペーンなどまち美化への意識啓発活動、歩行喫煙率調査などまち美化に関する調査を行いました。

### （４）小中学校・高校等との連携

学校の総合学習等において、市のまち美化に係る事業を調査している生徒たちに市の取組を伝え、今後を担う人材にまち美化の普及啓発を行っています。

令和５年度においては、市内の小学校２校で対面による実施と市内外の中学校５校で対面による質疑応答を行いました。

## 9 その他の美化活動 ・ 10 その他の広報活動

### (1) 海洋プラスチックごみ削減の取組

持続可能な成長発展等を目指すための8市連携市長会（横浜市・川崎市・横須賀市・藤沢市・逗子市・大和市・町田市・鎌倉市）では、鎌倉市長の発意により「海洋プラスチックごみ削減」に向けた取組を連携して行うことを令和2年度に合意し、令和3年度から検討を開始し、令和4年度から連携したクリーンキャンペーンと啓発の取組を進めています。

#### 海洋プラスチックごみ削減 本庁舎ロビー パネル及び作品展示



10月23日（月）～26日（金）、桜美林大学デザインプロジェクトとして海洋プラスチックごみ削減デザインメッセージのパネル及び作品を展示し、海洋プラスチックごみ削減を啓発しました。

#### 8市連携 海洋プラスチックごみ削減 クリーンアップ 腰越海岸・由比ガ浜海岸・材木座海岸

10月29日（日）10時～11時、鎌倉市内の海岸にて海洋プラスチック片を中心に清掃活動を行いました。



令和5年度においては、8市連携海洋プラスチックごみ削減にかかる本市独自の取組として、令和5年（2023年）10月23日から11月3日までを「かまくらプラごみゼロウィーク」とし、プラスチックごみ削減につながる取組や啓発を強化して実施しました。この期間中には、39企業・団体が参加して、レジ袋・ストロー・テイクアウト容器などの使い捨てプラスチックごみの削減や海洋プラスチックごみ問題の啓発につながる「量り売り」「マイボトル・マイ容器への対応や代替素材の使用」「アップサイクルアクセサリーのワークショップ開催」「地域の清掃活動」などの取組を行っていただきました。

また、期間中の10月26日に神奈川県との共催による「ギョギョッとびっくりプラごみゼロ教室」を開催し、約200人が参加して、さかなクンにプラスチックごみによる海への影響を分かりやすく、楽しく講演していただきました。

#### 鎌倉市×神奈川県 ギョギョッとびっくりプラごみゼロ教室

10月26日（木）18時～19時

かながわSDGs  
スマイル大使の  
さかなクンがプ  
ラスチックご  
みによる海のお  
魚への影響つ  
いての講演を  
実施しました。  
申し込み倍率約  
26倍と大盛況  
でした。



## (2) ごみの持ち帰りキャンペーン

鎌倉市まち美化推進員と協働し、ごみの持ち帰りキャンペーンを実施しています。令和5年度は、8月、11月、1月の3回（鎌倉駅周辺2回、鎌倉高校前駅1回）実施しました。

## (3) 海岸の美化

海岸のごみの散乱を防止し、海岸を清潔に保ち環境を保全するため、相模湾沿岸の13市町と神奈川県によって設立された「公益財団法人かながわ海岸美化財団」が日常的に海岸の清掃を行っています。

また、市民団体と共催によるクリーンアップかまくら市内一斉清掃「海の部」を春・秋の年2回開催しています。令和5年度の実績はp. 6 2 クリーンアップかまくら市内一斉清掃等の推進に記載のとおりです。

海岸のごみは、ほとんどが漂着ごみで、河川への投棄物が海岸に流れ着いたものであり、これらのごみは、可燃・不燃ごみに分別して処理し、海藻は海岸に埋めています。

### 海岸美化清掃のごみ回収量 (kg)

|        |    | 令和3年度   | 令和4年度   | 令和5年度   |
|--------|----|---------|---------|---------|
| 材木座    |    | 85,810  | 117,650 | 101,680 |
| 由比ガ浜   |    | 152,860 | 143,150 | 173,020 |
| 稲村ガ崎   |    | 150     | 0       | 0       |
| 七里ガ浜   |    | 23,100  | 15,200  | 15,670  |
| 腰越     |    | 8,390   | 4,370   | 7,090   |
| 緊急直営清掃 |    | 44,320  | 30,360  | 26,520  |
| 合計     |    | 314,630 | 310,730 | 323,980 |
| うち     | 可燃 | 129,260 | 83,570  | 95,230  |
|        | 不燃 | 24,310  | 27,160  | 23,550  |
|        | 海藻 | 205,600 | 200,000 | 205,200 |

## (4) 多言語化表記

グローバル・パートナーシップを視野に入れたまち美化活動の周知として啓発物等の表記を多言語化しており、令和3年度以降については、路上喫煙防止の路面シートや新たに設置した電柱小型公共表示を4か国語表記（日本語、英語、韓国語、中国語）で作成しました。



## 1 1 その他の支援事項

市内の環境保全団体の自発的な活動を促進するため、環境保全団体が会報などを会員へ郵送する際の通信助成や実施事業の後援を行っています。

### (1) 環境保全団体に対する支援の実施状況

|       | 通信助成 |      | 講師派遣助成 |      | 後援  |      |
|-------|------|------|--------|------|-----|------|
|       | 団体数  | 支援実績 | 団体数    | 支援実績 | 団体数 | 支援実績 |
| 令和3年度 | 1    | 47 通 | —      | —    | 1   | 1 回  |
| 令和4年度 | 1    | 52 通 | —      | —    | 1   | 1 回  |
| 令和5年度 | 1    | 74 通 | —      | —    | 4   | 6 回  |